

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

九州（鹿児島）国民年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月
② 昭和59年4月から61年3月まで

昭和37年2月に結婚後、国民年金に任意加入できることを知り、老後の生活の助けになると思って加入した。その後、付加保険料も納付することにし、A町の公民館における集合徴収により、平成10年11月まで滞りなく国民年金保険料を納付した。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、その前後の期間について、国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みである上、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、当該期間のみ保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

一方、申立期間②については、オンライン記録により、昭和61年6月16日に過年度保険料納付書が作成されていることが確認でき、当該作成時点において、申立期間②の保険料が未納とされていたことが考えられるところ、申立人は、保険料は継続して集合徴収で納付し、まとめて過年度納付したことは無いと思う旨供述しており、A町の申立期間当時の国民年金担当者は、「資料の保管は無いが、集合徴収では過年度保険料の収納は行っていなかったと思う。」と供述している。

また、保険料の納付に係る事務処理を、24か月にわたり行政機関が連続して誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から同年 10 月までの期間、52 年 9 月から 53 年 1 月までの期間及び 55 年 2 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 52 年 9 月から 53 年 1 月まで
③ 昭和 55 年 2 月から 59 年 3 月まで

私は、時期は記憶していないが、申立期間の国民年金保険料を婚姻（昭和 60 年 4 月*日）前に 2 回ぐらいに分けて、合計 20 万円から 30 万円ほど納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日の記録により、申立人が婚姻した時期と同時期の昭和 60 年 4 月頃に、申立人の夫と連番で払い出されていることが推認できる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得に係る処理が、昭和 60 年 4 月 23 日に、申立人の 20 歳到達日である 51 年*月*日に遡って行われていること、及び被保険者名簿に記載されている申立人の姓が婚姻後の姓であることが確認できることから、当該加入手続は、婚姻後に行われたものと推認できるほか、申立人が申立期間当時居住していた B 市（現在は、C 市）において、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の処理が行われた昭和 60 年 4 月 23 日時点で、申立期間①及び②並びに③のうち 55 年 2 月から 57 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立期間③のうち 58 年 1 月から 59 年 3 月ま

での保険料は過年度納付が可能であるが、前述のとおり申立人の国民年金被保険者資格取得に係る処理日は婚姻後である上、申立人が主張している納付金額は当該期間の保険料の合計金額と相違しており、ほかに、当該期間の保険料について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、婚姻前に申立期間に係る国民年金保険料を2回ぐらいに分けて、合計20万円から30万円ほど納付したのは特例納付であったと供述しているが、前述の記号番号払出時点では、最終の第3回特例納付（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）は既に終了している。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（鹿児島）国民年金 事案 2719

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年10月まで

私が、昭和50年10月に会社を退職してA市（現在は、B市）に帰郷した時、私の父が私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ってくれた。当時、病院で診療を受けていたと記憶しており、国民健康保険に加入していたので、国民年金保険料が未納であったとは考え難い。

申立期間当時は両親と同居しており、父が地区の納付組織を通じて当該期間の保険料を両親の分と一緒に定期的に納付していたと記憶している。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月にA市に帰郷した時、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、地区の納付組織を通じて申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年11月に払い出されていることが推認でき、申立人は、当該払出時点において、50年9月4日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認できる（その後、平成11年3月11日付けで、昭和50年9月4日から同月3日に訂正されていることがオンライン記録により確認できる。）。

また、申立期間の保険料は、前述の払出時点において、昭和52年4月から同年10月までの現年度納付のほか、過年度納付又は当該払出時点よりも後に実施された第3回特例納付により納付することが可能であったものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親及び申立人は、「保険料を遡っ

て納付した記憶は無い。」と供述しており、B市は、当時、A市における納付組織では過年度納付及び特例納付は取り扱っていなかったと回答している。

このほか、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 8 日から同年 11 月 2 日まで
② 昭和 31 年 11 月 5 日から 32 年 12 月 25 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 12 日から 35 年 11 月 28 日まで

申立期間②に勤務したA社と一緒に退職した友人から、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が見つかったと聞いたので、私の年金記録を確認すると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、いずれも脱退手当金を受給したこととされていた。私は、申立期間③のB社を退職した際に脱退手当金や退職金をもらった記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金の支給対象となっている最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、厚生省（当時）から脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す記載が確認でき、脱退手当金の請求が行われたことがうかがえる。

また、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に係る脱退手当金の支給額計算の基礎となった同被保険者期間は、全ての申立期間が支給対象期間とされ、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和36年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前

であり、B社を退職後、昭和43年10月に厚生年金保険に再度加入するまで、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から同年 12 月 5 日まで
② 昭和 33 年 1 月 1 日から 35 年 1 月 25 日まで

A社及びB社に係る申立期間については、脱退手当金が支給されている期間とされているが、B社を退職した当時、私は脱退手当金の制度についての知識は無く、請求手続をするはずはないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和35年3月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間以前に勤務したC事業所における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立事業所とは所轄社会保険事務所（当時）が異なる別の記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求されたとみられる昭和35年当時、社会保険事務所では、別の記号番号で管理されている事業所の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月頃から 36 年 3 月頃まで

私は、A市B区C町にあったD事業所が経営するE施設にF職として昭和34年頃から約2年間勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市B区C町にあったD事業所が経営するE施設にF職として勤務したと主張しているところ、商業登記簿謄本により、当該期間において、申立ての住所地にG社が所在し、Hに係る事業を行っていたことが確認でき、申立人が提出したF職に係る免状の写し及びE施設の外観の写真並びに同事業所で申立期間当時に一緒に勤務していたとする申立人の妻の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、G社が経営するE施設にF職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A市B区における厚生年金保険の適用事業所に係る事業所記号番号索引簿において、申立期間当時、D、G又はE施設という名称を用いている厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、公共職業安定所は、当該期間において、前述の3事業所の名称を用いた雇用保険の適用事業所は確認できないと回答している。

また、申立人は、申立人の妻、弟及びその妻も一緒に勤務していたと申し立てているが、当該3人には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、G社は、既に解散し、事業主も死亡しており、元役員も申立期間の資料を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月16日から21年8月28日まで

私は、昭和20年4月16日にA社B事業所（後に、C社B事業所を経てD社B事業所、現在は、E社B事業所）に入社し、21年8月28日に退社するまで、同社事業所内のF職としての業務に従事した。D社B事業所から交付された在職証明書により、私が、当該期間に同社に勤務していたことは明らかであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、D社B事業所から平成22年4月12日付けで交付された申立人の在職期間に係る「証明書」により、申立人が申立期間においてC社B事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の姓名は見当たらない上、E社B事業所は、申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失並びに標準報酬月額に係る届出、厚生年金保険料の控除及び納付については全て不明と回答しており、申立人の勤務実態、保険料控除の状況等について確認できない。

また、i) 申立人が姓名を記憶する上司は、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの既に死亡していること、ii) 申立人が姓のみを記憶する申立人と同職種の同僚等は特定ができないこと、iii) 前述の被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会した結果12人から回答が得られたが、当該同僚らは申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ること

ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 30 日から 40 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 11 月末にA社に入社し、40 年 1 月末まで勤務した。申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況、給与の支払及び保険料の控除について全て不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、i) 前述の被保険者名簿により申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち7人は、同社に勤務したとする期間のうち、一部の期間について同被保険者記録が無い旨供述していること、ii) 申立人が姓名を記憶する同僚について、当該同僚が勤務していたことがうかがえる期間のうち、一部の期間について同被保険者記録が確認できないことなどを踏まえると、同社は必ずしも従業員が勤務していた全ての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の姓名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿により、申立人は20歳に到達した昭和39年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち同年*月から40年1月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 19 日から 59 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 19 日に A 社に入社し、B 社内において C 業務に従事し、59 年 4 月末まで勤務した。

私は、A 社を退社後、雇用保険の基本手当を 6 か月間受給したことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに A 社が保管する「取得者台帳（健保、失保）」及び「退職者台帳（健保、失保）」（以下「人事記録」という。）により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「当時の従業員には、失業保険並びに健康保険及び厚生年金保険に加入させる常勤の者と、失業保険のみ加入させる臨時雇用の者がいたが、当社の人事記録の申立人の欄には、臨時雇用を示す「失」が記載されており、申立人は失業保険のみに加入していたと思われる。」旨回答しているところ、当該人事記録に係る申立人の適用区別欄に失業保険を示す『失』が記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時において A 社の社会保険事務を担当していたとする者は、「当時、従業員の雇用に当たっては、失業保険並びに健康保険及び厚生年金保険に加入させる者と、失業保険のみ加入させる者がいた。また、当初失業保険のみ加入させていた者のうち、現場責任者からの報告により健康保険及び厚生年金保険に加入扱いとする者もいた。」旨供述しているところ、前述の人事記録に姓名が記載されている同僚 14 人のうち、i) 雇用保険の被保険者記録が確認できるが厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が

4人おり、いずれも前述の「失」の記載が確認できること、ii) 雇用保険の資格取得日の後に厚生年金保険被保険者資格の取得日がある者が6人確認できること、iii) 雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録がおおむね一致する者が4人確認できることなどを踏まえると、当時同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、D市の回答から、申立人は同市において国民健康保険被保険者の資格を昭和50年4月1日に取得し、平成25年9月13日現在においても継続して加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4902（大分厚生年金事案 188 及び 269 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 18 日から 58 年 4 月 1 日まで

私が、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた昭和 32 年 10 月から 58 年 3 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が、不当に給与支給額より低額に記録されているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしいとの申立てを過去に 2 回、年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）に行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに提出する資料等はないものの、実際の給与支給額は、入社時には月に 10 万円程度であったものが、10 年目ぐらいから 30 万円程度になり、退職時は 41 万円であったことは間違いないので、再調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所が退職手当共済制度に加入していたC機関（現在は、D機関）が保管する資料から、申立人の申立期間の基本給が確認でき、その基本給に各種手当を加算すると標準報酬月額とおおむね一致する上、申立人と同じ役職であった元同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が不当に低額であったということがうかがえないこと、ii) 申立事業所が保管していた被保険者標準報酬月額決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書に記載されている昭和 57 年度の標準報酬月額は、社会保険庁（当時）のオンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致すること、iii) 申立事業所は、「社会保険事務所（当時）に届出をした標準報酬月額に係る保険料を給与から控除していたので、それ以上の保険料を給与から控除することは

無い。」、「A事業所は、法人であり、県から補助金を受給していたため、毎年、県の監査が入り会計や給与は全てチェックされていたので、不正経理はあり得ない。」と回答していること、iv) 元同僚等に再度照会しても、標準報酬月額を訂正すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成21年3月6日付け及び同年8月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、標準報酬月額の記録について再度検証を行ったところ、公共職業安定所の記録によれば、申立人の申立事業所に係る昭和58年3月31日の離職時賃金日額から算出できる退職日直前の6か月間に係る平均の賃金月額は、オンライン記録上の申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日前6か月間における標準報酬月額と符合する。

また、申立人の申立事業所に係る勤務開始当初である昭和32年10月から33年10月までの期間及び退職前である56年1月から58年3月までの期間の標準報酬月額について、B事業所が提出した申立人の履歴書に記載されている俸給額と比較したが、不自然さはいかたがえ無い。

このほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 3 月 14 日まで

私は、A社を昭和 58 年 10 月末に退職した後、直ちに、厚生年金保険第四種被保険者（以下「第四種被保険者」という。）に係る資格取得の手続を行い、継続して厚生年金保険の被保険者となった。しかし、当該第四種被保険者の資格取得日は 59 年 3 月 14 日と記録されており、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、申立期間において第四種被保険者に係る厚生年金保険料を納付したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 58 年 10 月末に退職した後、直ちに第四種被保険者の資格取得手続を行ったと主張しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は同年 11 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

しかしながら、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第 15 条第 3 項において、第四種被保険者資格の取得日は、最後に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日又は第四種被保険者資格の取得申出が受理された日のうち申出者が選択する日と定められているところ、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書（以下「申出書」という。）には、59 年 3 月 14 日付けの管轄社会保険事務所（当時）の受付印が押されており、資格取得日の希望欄には、「この申出が受理された日」に「○」が付けられている上、厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理決定書（以下「受理決定書」という。）において、申立人に係る第四種被保険者資格の取得日は、受付日と同日（昭和 59 年 3 月 14 日）とされている。

また、旧厚生年金保険法第17条第1項第2号において、第四種被保険者は厚生年金保険老齢年金の受給要件を満たす同被保険者資格期間（申立人の場合は、240月）を満たした時にその資格を喪失すると定められているところ、i）厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票により、申立人は第四種被保険者の資格を取得する時点の同被保険者期間が140月であったこと、ii）第四種被保険者として必要な期間は100月であることが確認され、受理決定書の期間満了資格喪失年月日は、申出書の受付日（第四種被保険者資格の取得日）と同月の昭和59年3月から100月後の67年7月1日と記載されていること、iii）申出書の資格喪失予定年月日も67年7月1日と記載されていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と符合している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者債権管理簿において、申立人の第四種被保険者資格の取得日は昭和59年3月14日、資格喪失年月日は67年7月1日と記載されている上、厚生年金保険料は59年3月分から納付されていることが確認できるが、申立期間に係る保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4904（福岡厚生年金事案 1447 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 3 月 20 日まで

申立期間に勤務したA社における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社に勤務した期間について脱退手当金が支給済みとされていたが、脱退手当金が支給されたとされる時期には、結婚してB市に転居しており、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが認められなかった。

今回、新たな事情や資料は無いが、再度申し立てるので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 当該被保険者名簿において申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録が確認できる複数の女性の同僚の供述により、当該事業所は、女性の従業員の退職時に脱退手当金の請求の案内を行い、退職後は当該従業員の自宅等に脱退手当金請求関係書類を送付していた可能性がうかがえること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、再度申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報の提供は無く、前回の申立時に供述を得た同僚とは別の同僚に対しても聴取を行ったが、申立人の年金記録の訂正につながる新たな事情は得られず、ほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。